

改正

令和3年3月22日条例第6号

善通寺市子育て支援医療費助成条例

善通寺市子育て支援医療費助成条例（平成22年善通寺市条例第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、乳幼児及び児童の医療費を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進するとともに、子育てに係る負担を軽減し、もって保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- （2）児童 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- （3）保護者 乳幼児及び児童の親権を行う者、後見人その他の者であつて、現に当該乳幼児及び児童を監護するものをいう。
- （4）医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （5）保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。
- （6）一部負担金 医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。
- （7）保険医療機関等 保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他の者をいう。

（受給資格者）

第3条 この条例による助成の対象となる乳幼児及び児童（以下「受給資格者」という。）は、善通寺市内に住所を有する者であつて、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する乳幼児及び児童
- （2）児童のうち、善通寺市心身障害者等医療費助成条例（平成20年善通寺市条例第33号）第3条の受給資格者
- （3）児童のうち、善通寺市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成20年善通寺市条例第34号）第3条の受給資格者

（受給資格者証）

第4条 この条例による助成を受けようとする受給資格者の保護者は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に受給資格者の認定について申請し、受給資格者証の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により受給資格者証の交付を受けた受給資格者の保護者は、受給資格者が保険医療機関等において保険給付を受けようとするときは、当該受給資格者証を提示しなければならない。

（医療費の助成）

第5条 市長は、受給資格者が保険医療機関等において保険給付を受ける場合に要した一部負担金に相当する額を助成する。ただし、付加給付等（健康保険法第53条の規定に基づき保険者が定める規約による付加給付その他これに類する給付をいう。）を受けるとき又はその他の法令の規定に基づき国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、当該給付に相当する額を控除した額を助成するものとし、現に要した費用の額を超えることができない。

（助成の方法）

第6条 この条例による助成は、前条に規定する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものと

する。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が香川県外の保険医療機関等において保険給付を受けたときその他市長が特別の理由があると認めたときは、前条に規定する額を受給資格者の保護者の申請により当該申請者に対して支払うことにより行うことができる。
- 3 前項の申請は、保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して5年以内に行わなければならない。

（損害賠償との調整）

第7条 市長は、受給資格者の保護者が受給資格者に係る疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その額の限度においてこの条例による助成をせず、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

（助成金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- （善通寺市乳幼児医療費助成条例の廃止）
- 2 善通寺市乳幼児医療費助成条例（平成20年善通寺市条例第32号）は、廃止する。
- （経過措置）
- 3 この条例による改正後の善通寺市子育て支援医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた保険給付に係る助成について適用し、施行日前に行われた保険給付（前項の規定による廃止前の善通寺市乳幼児医療費助成条例（以下「旧乳幼児医療費助成条例」という。）の規定により助成の対象となる保険給付を含む。）に係る助成については、なお従前の例による。
 - 4 施行日の前日において旧乳幼児医療費助成条例第4条第1項の規定による受給資格者証の交付を受けている乳幼児及びこの条例による改正前の善通寺市子育て支援医療費助成条例第3条第2項の規定による受給資格の認定を受けている児童で、施行日において新条例第3条の規定により助成の対象となるものについては、新条例第4条第1項の規定による申請があったものとみなして受給資格者証を交付する。

（善通寺市心身障害者等医療費助成条例の一部改正）

- 5 善通寺市心身障害者等医療費助成条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（善通寺市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正）

- 6 善通寺市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和3年3月22日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の善通寺市子育て支援医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた保険給付に係る助成について適用し、施行日前に行われた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。